

資格審査申請書添付資料提出要領

- 1 組合会計関係書類は、予算書、決算書等を提出してください。
- 2 非組合員の範囲、組合専従者の取扱い、就業時間中の組合活動、組合事務所の供与及び備品の貸借に関する労使間の定めがあれば、労働協約、協定書、覚書等、名称のいかんを問わず提出してください。
- 3 職制及び非組合員の範囲一覧表並びに組合組織一覧表は、見本6・7を参考に作成してください。
- 4 連合団体が単独で不当労働行為の救済申立てをする場合、次の区分により、不当労働行為が発生した事業所にある下部組織の書類も提出してください。
 - (1) 下部組織が独立しているとき
下部組織の組合規約及び書式9～書式13
 - (2) 下部組織が独立していないとき
書式12及び見本6
- 5 以上の提出資料以外に立証資料があれば、適宜添付してください。
- 6 本件申請中に組合規約、組合役員名簿等提出資料の記載内容に変更があった場合は、その内容を速やかに報告してください。
- 7 不明な点は、労働委員会事務局審査調整課審査グループ(電話052-954-6835)へ問い合わせてください。